

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび当社では、追加型証券投資信託「みずほブラックロック アジア債券ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、信託を終了(繰上償還)することについて、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了(繰上償還)の理由

当ファンドは平成24年9月27日に設定し、主として日本を除くアジア諸国・地域の現地通貨建てで発行された債券等に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドは純資産総額の減少が続いており、受益権口数が投資信託約款に定められた口数(10億口)を下回る状態となっております。

当社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

2. 信託終了(繰上償還)までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成29年3月31日
- ・書面による議決権行使期間 : 平成29年3月31日～平成29年4月27日
- ・書面決議の日 : 平成29年4月28日
- ・繰上償還日(予定) : 平成29年5月31日

3. 書面決議の手続きについて

当ファンドの信託終了に関する手続きは、平成29年3月31日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、当ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成29年5月15日に投資信託契約の解約の届出を行い、平成29年5月31日に繰上償還いたします。

なお、当ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、当ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

平成29年3月31日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社